

令和5・6年度 格付基準

工種	等級	等級基準
土木	A	土木工事の総合点が1,150点以上の者で、総合評定値が890点以上のもの
	B	土木工事の総合点が1,000点以上1,150点未満の者
	C	土木工事の総合点が800点以上1,000点未満の者
	D	土木工事の総合点が800点未満の者
建築	A	建築工事の総合点が1,050点以上の者で、総合評定値が800点以上のもの
	B	建築工事の総合点が900点以上1,050点未満の者
	C	建築工事の総合点が780点以上900点未満の者
	D	建築工事の総合点が780点未満の者
電気	A	電気工事の総合点が1,000点以上の者
	B	電気工事の総合点が1,000点未満の者
管	A	管工事の総合点が900点以上の者
	B	管工事の総合点が900点未満の者
舗装	A	舗装工事の総合点が1,000点以上の者
	B	舗装工事の総合点が800点以上1,000点未満の者
	C	舗装工事の総合点が650点以上800点未満の者
上水道	特	上水道工事の総合点が860点以上、かつ、土木工事の総合点が1,150点以上の者で、土木工事の等級がAのもの
	A	上水道工事の総合点が900点以上の者のうち、上水道工事の等級が特以外の者で、水道修繕工事等当番業務受託業者であるもの
	B	上水道工事の総合点が610点以上900点未満の者又は水道修繕工事等当番業務受託業者で総合点が500点以上610点未満のもの